

## 登録博物館における登録事項等の変更の届出について

●次のような変更があった場合、届出が必要です。【関係法令】博物館法第十一条、第十三条、第十五条

変更事項	提出書類
設置者の名称	変更届(様式第6号) ※必要に応じ、詳細がわかる書類を添付 (例) 条例、館則の写し、職員名簿
設置者の住所	
名称	
所在地	
設置条例(公立の場合) 定款又は規則(私立の場合)	
館則	
館長及び学芸員	
(博物館の)廃止	廃止届(様式第7号) ※私立の場合、定款又は寄付行為等による 所定の手続きを経たことを証する書類を添付

●登録申請書の添付書類の記載事項について重要な変更があった際、届出が必要です。  
重要な変更かどうか判断に迷う場合、あらかじめ県教育委員会にご相談ください。

- ・博物館資料の目録(例:資料の大半がなくなる)
- ・直接博物館の用に供する建物及び土地の面積(例:建物の建て替え、土地の縮小)
- ・当該年度における事業計画及び予算の歳出(例:開館日数が大幅に減る)

### ●提出先・問い合わせ先

〒380-8570  
長野市南長野幅下692-2  
長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課  
TEL 026-235-7441